

北海道告示第10687号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年4月28日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その9)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 農業教育高度化事業</p> <p>農業大学校、農業高校等の農業教育機関における農業教育の高度化を図るため、農業教育カリキュラムの強化、国際的な人材の育成に向けた海外研修、若者の就農意欲を喚起する活動、研修用機械・設備の導入等を支援する。</p>	<p>市町村 市町村又は民間団体が運営する農業教育機関 民間団体（特別非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、地方独立行政法人、農業協同組合、会社法人等） 協議会等（地方自治体、取組を行うために必要な知見を有する農業関係団体、農業経営者、農業教育機関、農業や教育に関する各種専門家等により構成され、協議会等の運営及び意志決定の方法、事務及び会計処理の方法並びにその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約が定められているもの）</p>	<p>補助対象者が農業教育高度化事業を行う場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次の取組に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業教育機関における教育カリキュラムの強化</li> <li>2 研修用農業機械又は農業設備の導入</li> <li>3 農業教育機関等におけるeラーニングの導入</li> <li>4 若者の就農意欲を喚起するための活動</li> <li>5 農業教育機関におけるICT環境の整備のための取組</li> <li>6 国際的な農業人材育成のための取組</li> <li>7 その他の取組</li> </ol>	<p>1、3、4、6及び7 定額 （ただし、6 国際的な農業人材育成のための取組に係る経費の上限は、研修生1名につき1海外研修当たり助成対象経費の2分の1又は60万円のいずれか低い額とする。）</p> <p>2及び5 2分の1以内</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体にあつては、農政部生産振興局技術普及課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）</p>	

<p>2 アイヌ農林漁業対策事業 アイヌ住民居住地区におけるアイヌ農林漁家の経営の改善と経済的地位の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村がアイヌ農林漁業対策事業を行う場合又は市町村がアイヌ農林漁業対策事業を行う農林漁業者等の組織する団体等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費若しくは当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの 1 農林業生産基盤整備事業費 2 農林漁業経営近代化施設整備事業費 3 特認事業費</p>	<p>3分の2以内</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第62号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第62号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する 提出先 日 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
--	------------	---	---------------	---	---	---	--------------------------	--